

奈良県国民保護計画 新旧対照表（案）

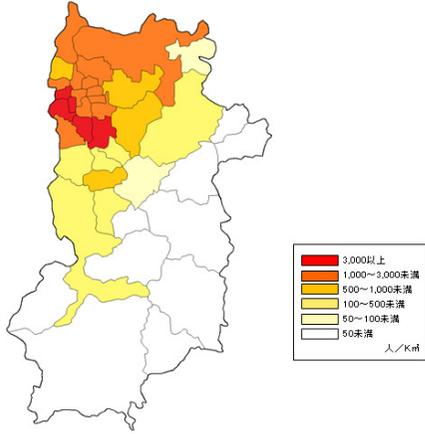
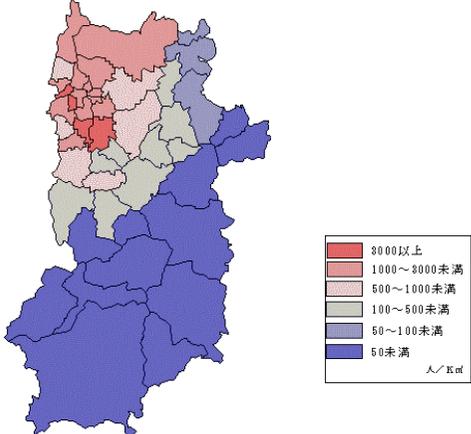
- ・ 県地域防災計画の見直し等によるもの

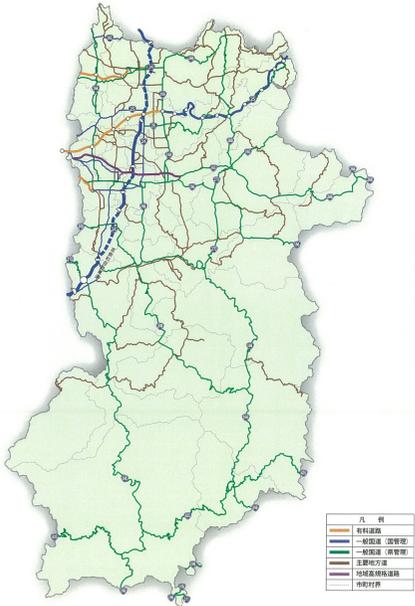
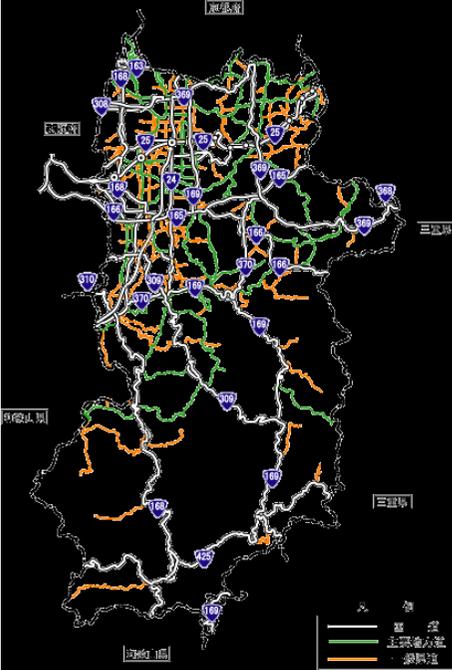
平成26年9月10日現在 奈良県防災統括室

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
<p>第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 1 地形 (別添3) 国民保護計画(変更案) 9～10ページ</p>	<p>本県は、近畿地方の中央より南に位置し、北東から北西にかけて京都府、大阪府に接し、南西から南は和歌山県に、東は三重県に接している。海に面していないのが大きい特徴である。</p> <p>地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地(吉野山地)と中央低地(北部低地)に分かれている。</p> <p>北部低地帯は奈良盆地を中心に、これをとりまく生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300km²の平坦な地形である。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。</p> <p><u>大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部に「亀の瀬」と呼ばれる地区があり、明治以降3度(明治36年7月、昭和6～8年、昭和42年2月)にわたり大規模な地すべりが発生している。仮に同地区で地すべりが発生し、15mの高さでせき止められ、大和川が完全に閉塞した場合、奈良県側は総面積約600ha、4,700世帯以上の住民、650以上の会社、230ha以上の田畑が浸水することになると予想されている(国土交通省近畿地方整備局ホームページより)が、平成26年8月現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が管理用道路等を除き完了している。</u></p> <p>奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は、海拔400～500mの高原である。また宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯からなる。</p> <p>南部山岳地帯は県の南部一帯を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は、大峰山系によって十津川流域と北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。</p> <p><u>なお、平成23年紀伊半島大水害では、県内約1,800か所で土砂異動現象が発生した。崩壊土砂量は紀伊半島全体で約1億m³(東京ドーム80杯分)と推定されている。これは戦後の豪雨災害では最大の土</u></p>	<p>本県は、近畿地方の中央より南に位置し、北東から北西にかけて京都府、大阪府に接し、南西から南は和歌山県に、東は三重県に接している。海に面していないのが大きい特徴である。</p> <p>地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地(吉野山地)と中央低地(北部低地)に分かれている。</p> <p>北部低地帯は奈良盆地を中心に、これをとりまく生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300km²の平坦な地形である。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。</p> <p>奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は、海拔400～500mの高原である。また宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯からなる。</p> <p>南部山岳地帯は県の南部一帯を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は、大峰山系によって十津川流域と北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの</p> <p>※亀の瀬地すべり地区及び平成23年紀伊半島大水害に関する記述を追加</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
	<p><u>砂量であり、そのうち約9割の8,600万m³が県内で発生したと推定されている。</u></p> <p><u>また、紀伊半島大水害では崩壊面積 10,000 m²以上、推定崩壊深 10m 以上等の深層崩壊が 54 か所発生した。「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」(事務局：県深層崩壊対策室)の調査結果からは、深層崩壊を含む大規模土砂崩壊は累積雨量が 600 mm～1,000 mm超で発生し、降雨のピーク後にも崩壊が発生したことが分かっている。</u></p>		

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
<p>第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 2 気候・気象の特徴 ③降水量 12ページ</p>	<p>本県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。図3は地域気象観測（アメダス）資料による県の年平均降水量の分布図である。</p> <p>これによると、奈良盆地を中心とする平野部では年降水量が1,400mm以下で、全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上の降水があり、特に、南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。</p> <p>また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。</p> <p><u>なお、平成23年台風第12号では、8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で1,000mmを超えており、一部の地域では2,000mmを超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量が2,436mmと観測された）。本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それを上回る降水量が記録された。</u></p> <p><u>また、県南東部では1時間に40mmを超える激しい雨が解析された。</u></p> <p><u>県北部においても、平成24年8月11日に、山添村付近、奈良市付近、天理市付近で解析時間雨量が100mmに達し、記録的短時間大雨情報が相次いで発表されたほか、平成25年8月5日には奈良市半田開町で8月の観測史上最大となる時間雨量58.0mmが観測されるなど、近年、局所的豪雨が多発する傾向にある。</u></p>	<p>本県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。図3は地域気象観測（アメダス）資料による県の年平均降水量の分布図である。</p> <p>これによると、奈良盆地を中心とする平野部では年降水量が1,400mm以下で、全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上の降水があり、特に、南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。</p> <p>また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの</p> <p>※平成23年紀伊半島大水害に関する記述を追加</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
<p>第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 3 人口分布 12～13ページ</p>	<p>国勢調査による県内の<u>平成 22 年 10 月 1 日</u>現在の人口は <u>1,400,728</u> 人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、</p> <p>年少人口（15歳未満人口） <u>184,011</u> 人（県人口の <u>13.2%</u>）</p> <p>生産人口（15歳以上65歳未満） <u>875,062</u> 人（県人口の <u>62.8%</u>）</p> <p>老年人口（65歳以上人口） <u>333,746</u> 人（県人口の <u>24.0%</u>）</p> <p>となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）</p> <p>また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は <u>89.9</u> で、埼玉県、<u>千葉県</u>に次いで <u>3</u> 番目の低さにある。</p> <p>昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため <u>167,994</u> 人、通学のため <u>29,229</u> 人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。</p> <p>国民保護措置の実施にあたっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。</p> <p>市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p>  <p>図4 市町村別人口密度</p>	<p>国勢調査による県内の<u>平成 17 年 10 月 1 日</u>現在の人口は <u>1,421,310</u> 人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、</p> <p>年少人口（15歳未満人口） <u>197,136</u> 人（県人口の <u>13.9%</u>）</p> <p>生産人口（15歳以上65歳未満） <u>938,702</u> 人（県人口の <u>66.0%</u>）</p> <p>老年人口（65歳以上人口） <u>283,528</u> 人（県人口の <u>19.9%</u>）</p> <p>となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）</p> <p>また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は <u>88.7</u> で、埼玉県に次いで <u>2</u> 番目の低さにある。</p> <p>昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため <u>186,040</u> 人、通学のため <u>34,577</u> 人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。</p> <p>国民保護措置の実施にあたっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。</p> <p>市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p>  <p>図4 市町村別人口密度</p>	<p>最新の数値に更新</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 4 道路の位置等 14ページ	 <p>図5 奈良県の幹線道路網（平成26年4月現在）</p>	 <p>図5 奈良県の幹線道路網（H19年末現在）</p>	地図を最新のものに差し替え
第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 6 自衛隊施設等 15ページ	<p>自衛隊施設については、航空自衛隊幹部候補生学校が奈良市法華寺町に、自衛隊奈良地方協力本部が奈良市高畑町に所在しているが、陸上自衛隊駐屯地及び米軍の施設は県内に存在していない。</p> <p>なお、航空自衛隊幹部候補生学校では、航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。</p>	<p>自衛隊施設は、航空自衛隊幹部候補生学校が奈良市法華寺町に所在している。この施設は、航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。また、自衛隊奈良地方協力本部が奈良市高畑町に所在している。米軍の施設は、県内に存在しない。</p>	文言の修正 ※陸上自衛隊駐屯地に関する記述を追加

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 7 文化財 15ページ	<p>文化財は国民の文化的資産であり、後世に伝えていくべき大切な財産でもある。建造物、美術工芸品などの形のあるものから芸能や工芸技術などの無形のものまで広範囲にわたる。</p> <p>本県には数多くの文化財があり、その保存は我々の重要な責務であることから、武力攻撃事態等についても自然災害同様、奈良県地域防災計画（<u>水害・土砂災害等編第2章第27節 文化財災害予防計画</u>）に準じて、被害を防止するための対処を行う。</p>	<p>文化財は国民の文化的資産であり、後世に伝えていくべき大切な財産でもある。建造物、美術工芸品などの形のあるものから芸能や工芸技術などの無形のものまで広範囲にわたる。</p> <p>本県には数多くの文化財があり、その保存は我々の重要な責務であることから、武力攻撃事態等についても自然災害同様、奈良県地域防災計画（<u>基本計画編第2章第9節 文化財災害予防計画</u>）に準じて、被害を防止するための対処を行う。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの</p> <p>※参照先の修正</p>
第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴 8 その他 15ページ	<p><u>本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力事故災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。</u></p> <p><u>なお、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。</u></p> <p><u>近畿大学原子力研究所の概要は次のとおり。</u></p> <div data-bbox="376 866 1113 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者名：学校法人 近畿大学 近畿大学原子力研究所 所在地等：大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号 電話 06-6721-2332 内線（4422, 4420） 電話 06-6721-0050（時間外、守衛室直通） FAX 06-6721-5775 原子炉名：近畿大学原子炉（UTR-KINKI）</p> </div> <p>なお、県内に石油コンビナート施設は存在しない。</p>	<p><u>県内には原子力施設が存在せず、また、他の都道府県にある原子力施設に関して、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）にも県の地域は含まれていないことから、国内の原子力施設において放射性物質又は放射能が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合、県は、県民の避難等の対応を迫られるものではない。</u></p> <p><u>しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、本県の近くにある原子力事業所の把握が必要となる。</u></p> <p><u>本県に隣接する原子力事業所は次のとおり。</u></p> <div data-bbox="1146 866 1883 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者名：学校法人 近畿大学 近畿大学原子力研究所 所在地等：大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号 電話 06-6721-2332 内線（4422, 4420） 電話 06-6721-0050（時間外、守衛室直通） FAX 06-6721-5775 原子炉名：近畿大学原子炉（UTR-KINKI）</p> </div> <p>なお、県内に石油コンビナート施設は存在しない。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの</p>

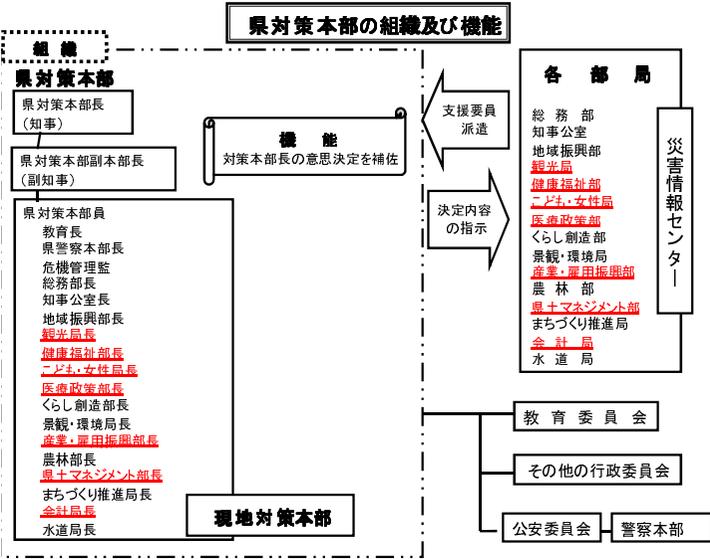
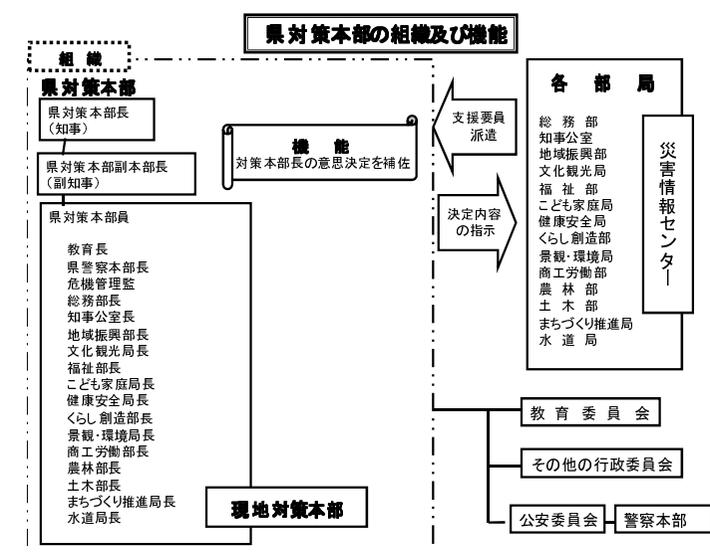
該当部分	変更後		現行		変更の理由・必要性
第1編 総論 第5章 県国民保護計画が対象とする事態 第2 緊急対処事態 2 攻撃対象施設等による分類 21ページ	(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態		(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態		文言の修正
	事 態 例	被 害 の 概 要	事 態 例	被 害 の 概 要	
	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ※ 県内に原子力事業所等は存在しないため、直接の被ばくの可能性は少ないと考えられるが、汚染された飲食物の摂取による被ばくは想定される。	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ※ 県内に原子力事業所等は存在しないため、直接の被ばくの可能性は少ないと考えられるが、汚染された飲食物の摂取による被ばくは想定される。	
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内では石油コンビナートは存在しないが、可燃性ガス貯蔵施設は比較的大型のものも含め設置されている。</u>	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内では対象となる大型の施設がないため、爆発及び火災の発生による直接被害の可能性は少ないと考えられるが、社会経済活動に支障が生ずる。</u>	
	危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内で発生する可能性はないが、県外で発生すれば、県内でも、社会経済活動に支障が生ずる可能性がある。</u>	危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内では、社会経済活動に支障が生ずる可能性がある。</u>	
	ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。	ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。	

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性																
<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1節 県における組織・体制の整備</p> <p>第2 県職員の参集基準等</p> <p>3 県の体制及び職員 の参集基準等</p> <p>23~24 ページ</p>	<p>県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記のとおり体制を整備するとともにその参集基準を定める。</p> <p>(1) 職員参集基準</p> <table border="1" data-bbox="376 284 1093 1134"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事態警戒体制 A <u>(危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)</u></td> <td>防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各 部局主管課連絡員が所属執務室に参集</td> </tr> <tr> <td>②事態警戒体制 B <u>(知事が設置※)</u></td> <td><u>事態の規模に応じ、動員規模を知事が決定(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるA 動員またはB 動員体制とする)</u></td> </tr> <tr> <td>③県対策本部体制 <u>(事態警戒体制を敷いた後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、知事により県対策本部を設置する※)</u></td> <td>全ての県職員が本庁又は出先機関等の 各々の執務室に参集 <u>(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるC 動員体制とする)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※第3編第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置、及び第3編第2章 県対策本部の設置等を参照</u></p>	体 制	参 集 基 準	①事態警戒体制 A <u>(危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)</u>	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各 部局主管課連絡員が所属執務室に参集	②事態警戒体制 B <u>(知事が設置※)</u>	<u>事態の規模に応じ、動員規模を知事が決定(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるA 動員またはB 動員体制とする)</u>	③県対策本部体制 <u>(事態警戒体制を敷いた後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、知事により県対策本部を設置する※)</u>	全ての県職員が本庁又は出先機関等の 各々の執務室に参集 <u>(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるC 動員体制とする)</u>	<p>県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記のとおり体制を整備するとともにその参集基準を定める。</p> <p>(1) 職員参集基準</p> <table border="1" data-bbox="1149 284 1865 1134"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事態警戒体制 A</td> <td>防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各 部局主管課連絡員が所属執務室に参集</td> </tr> <tr> <td>②事態警戒体制 B</td> <td><u>県対策本部体制に準じて職員の参集を行う</u></td> </tr> <tr> <td>③県対策本部体制</td> <td>全ての県職員が本庁又は出先機関等の 各々の執務室に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①事態警戒体制 A	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各 部局主管課連絡員が所属執務室に参集	②事態警戒体制 B	<u>県対策本部体制に準じて職員の参集を行う</u>	③県対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等の 各々の執務室に参集	<p>体制の設置者を明確化</p> <p>関連する章を明示</p>
体 制	参 集 基 準																		
①事態警戒体制 A <u>(危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)</u>	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各 部局主管課連絡員が所属執務室に参集																		
②事態警戒体制 B <u>(知事が設置※)</u>	<u>事態の規模に応じ、動員規模を知事が決定(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるA 動員またはB 動員体制とする)</u>																		
③県対策本部体制 <u>(事態警戒体制を敷いた後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、知事により県対策本部を設置する※)</u>	全ての県職員が本庁又は出先機関等の 各々の執務室に参集 <u>(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるC 動員体制とする)</u>																		
体 制	参 集 基 準																		
①事態警戒体制 A	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各 部局主管課連絡員が所属執務室に参集																		
②事態警戒体制 B	<u>県対策本部体制に準じて職員の参集を行う</u>																		
③県対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等の 各々の執務室に参集																		

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1節 県における組織・体制の整備 第2 県職員の参集基準等 6 職員の服務基準 24 ページ	県は、 <u>参集した職員</u> の行うべき所掌事務を定める。	県は、 <u>3(1)①～③の体制ごとに</u> 、参集した職員 の 行うべき所掌事務を定める。	文言の修正 ※体制の違いによって服務基準が大きく変わるものではないため
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 第3 他の都道府県との連携 4 近接する府県の間での情報共有 28 ページ	広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る。 特に生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、 <u>保健研究センター、景観・環境総合センター</u> 等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。	広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る。 特に生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、 <u>保健環境研究センター</u> 等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。	対応する県の機関名の修正 ※保健環境研究センターの廃止ならびに保健研究センター、景観・環境総合センターへの業務移管に伴う
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3節 通信の確保 2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 31 ページ	県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルート の 多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。 また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その <u>運用</u> ・管理、整備等を行う。	県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルート の 多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。 また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その <u>運営</u> ・管理、整備等を行う。	文言の整理

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
	<p>施設 ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>設備 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの<u>有効な活用</u>に努める。</p> <p>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>施設 ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>設備 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの<u>構築</u>に努める。</p> <p>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>平成 25 年度に県消防防災ヘリコプターにテレビ電送システムを導入し、県災害対策本部等への画像伝送システムは既に構築されているため、文言を修正</p>
<p>第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 5 節 研修及び訓練 第 1 研修 2 県の研修機関における研修の活用 37 ページ</p>	<p>県は、<u>県自治研修所</u>等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や e - ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。</p>	<p>県は、<u>県自治能力開発センター</u>等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や e - ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。</p>	<p>平成 21 年度の県自治能力開発センターの名称変更によるもの</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 4 輸送力の確保に関する体制の整備 40 ページ</p>	<p>県は、奈良県地域防災計画（<u>水害・土砂災害等編第3章第19節 緊急輸送計画</u>）に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。</p>	<p>県は、奈良県地域防災計画（<u>基本計画編第3章第15節 緊急輸送計画</u>）に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。</p>	
<p>第2編 平素からの備えや予防 第4章 物資及び資材等の備蓄、整備 第2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備 1 防災のための備蓄との関係 46 ページ</p>	<p>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、奈良県地域防災計画（<u>水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画参照</u>）で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。</p>	<p>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、奈良県地域防災計画（<u>基本計画編第3章第17節 食料、生活必需品の供給計画参照</u>）で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第1 事態警戒体制 A 51 ページ</p>	<p>事態警戒体制 A は、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、県としての確かつ迅速に対処するため、事案の情報収集等所要の連絡調整に万全を期する<u>ため、危機管理監が配備することができる。</u></p>	<p>事態警戒体制 A は、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、県としての確かつ迅速に対処するため、事案の情報収集等所要の連絡調整に万全を期する。</p>	<p>事態警戒体制 A の設置者の明確化</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第2 事態警戒体制B 52ページ	事態警戒体制Bは、県対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、県としての確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する <u>ため、知事が配備することができる。</u>	事態警戒体制Bは、県対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、県としての確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する。	事態警戒体制Bの設置者の明確化
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 第1 県対策本部の設置 2 県対策本部の組織構成及び機能 56ページ	県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。 	県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。 	県組織改編、部の名称によるもの 県地域防災計画の見直しによるもの ※本部組織への会計局の追加
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 第1 県対策本部の設置 3 県対策本部における広報等 56ページ	県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第10節 広報計画</u> ）に準じて、県対策本部における広報広聴を行う。	県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第8節 広報計画</u> ）に準じて、県対策本部における広報広聴を行う。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関との相互連携 第9 ボランティア団体等に対する支援等 2 ボランティア活動への支援等</p> <p>63ページ</p>	<p>県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。</p> <p>また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画（<u>地震編第3章第26節 ボランティア活動支援計画</u>）に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。</p>	<p>県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。</p> <p>また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画（<u>震災対策編第3章第12節 ボランティア活動支援計画</u>）に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの</p> <p>※参照先の修正</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関との相互連携 第9 ボランティア団体等に対する支援等 3 民間からの救援物資の受入れ等</p> <p>63ページ</p>	<p>県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、奈良県地域防災計画（<u>水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画</u>）に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。</p>	<p>県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、奈良県地域防災計画（<u>基本計画編第3章第17節 食料、生活必需品の供給計画</u>）に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの</p> <p>※参照先の修正</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の通知及び伝達 第2 市町村長の警報伝達の基準 65ページ</p>	<p>2 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。</p> <p>(1)「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合</p> <p><u>緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) で緊急情報を受信した場合、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により、住民に警報発令の事実を速やかに周知させるものとする。</u></p> <p><u>また、警報の伝達には緊急速報メールも積極的に活用するものとする。</u></p>	<p>2 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。</p> <p>(1)「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合</p> <p><u>この場合においては、</u>原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により、住民に警報発令の事実を速やかに周知させるものとする。</p>	<p>平成24年度 国基本指針の変更によるもの</p> <p>※「緊急速報メール」については県地域防災計画の見直しによるもの</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2節 警報の通知及び伝達 第2 避難の指示 1 住民に対する避難の指示 (3)②動物の保護等に関する配慮 68ページ</p>	<p>県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」（資料編参照）を踏まえ、奈良県地域防災計画（<u>水害・土砂災害等編第3章第23節 防疫、保健衛生活動</u>）に定める愛玩動物の収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」（資料編参照）を踏まえ、奈良県地域防災計画（<u>基本計画編第3章第19節 防疫、保健衛生活動</u>）に定める愛玩動物の収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>県地域防災計画の見直しによるもの</p> <p>※参照先の修正</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第1 救援の実施 1 救援の実施 <u>77ページ</u>	(略) なお、救援に関する人員及び物資の輸送にあたっては、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第19節 緊急輸送計画</u> ）に準じて実施するものとする。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。	(略) なお、救援に関する人員及び物資の輸送にあたっては、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第15節 緊急輸送計画</u> ）に準じて実施するものとする。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第3 救援の内容 3 救援の内容 (1) 収容施設の供与 <u>79ページ</u>	奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第2節 避難生活計画ほか</u> ）に準じて実施する。また、避難所の運営管理に関して、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるものとする。 そのほか、以下の点に留意して行う。 (以下略)	奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第14節 避難対策ほか</u> ）に準じて実施する。また、避難所の運営管理に関して、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるものとする。 そのほか、以下の点に留意して行う。 (以下略)	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第3 救援の内容 3 救援の内容 (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 <u>79ページ</u>	奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画、第22節 給水計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (以下略)	奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第17節 食料、生活必需品の供給計画、第18節 給水計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (以下略)	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第3 救援の内容 3 救援の内容 (3)医療の提供及び助産 79 ページ	奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第18節 医療救護計画</u> ）に準じて実施するほか、次の点に留意する。 （以下略）	奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第10節 医療救護計画</u> ）に準じて実施するほか、次の点に留意する。 （以下略）	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第3 救援の内容 3 救援の内容 (5)埋葬及び火葬 79～80 ページ	武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第24節 遺体の火葬等計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 （以下略）	武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第20節 遺体の火葬等計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 （以下略）	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第3 救援の内容 3 救援の内容 (6)電話その他の通信設備の提供 80 ページ	(略) なお、高齢者、障害者、外国人、観光客等特に配慮を要する者に対しては、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第3節 災害時要援護者の支援計画</u> ）に準じて情報伝達や情報提供等を行うものとする。	(略) なお、高齢者、障害者、外国人、観光客等特に配慮を要する者に対しては、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第13節 災害時要援護者の支援計画</u> ）に準じて情報伝達や情報提供等を行うものとする。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第3 救援の内容 3 救援の内容 (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 <u>80 ページ</u>	武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では応急修理が困難な者に対して、日常生活に必要な部分について行う。実施にあたっては、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第4節 住宅応急対策計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (以下略)	武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では応急修理が困難な者に対して、日常生活に必要な部分について行う。実施にあたっては、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第24節 住宅応急対策計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (以下略)	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 第3 救援の内容 3 救援の内容 (8) 学用品の給与 <u>80 ページ</u>	奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第28節 文教対策計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (以下略)	奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第22節 文教対策計画</u> ）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (以下略)	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2節 N B C 攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等 第1 N B C 攻撃による災害への対処 3 関係機関との連携 91ページ</p>	<p>知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。</p> <p>この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて<u>保健研究センター、景観・環境総合センター、医療機関等</u>と共有する。</p> <p>また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等によるこころのケアの問題に対応するよう努める。</p>	<p>知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。</p> <p>この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて<u>保健環境研究センター</u>、医療機関等と共有する。</p> <p>また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等によるこころのケアの問題に対応するよう努める。</p>	<p>対応する県の機関名の修正</p> <p>※保健環境研究センターの廃止ならびに保健研究センター、景観・環境総合センターへの業務移管に伴う</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2節 N B C 攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等 第1 N B C 攻撃による災害への対処 4 汚染原因に応じた対応:生物剤による攻撃 92ページ</p>	<p>(措置にあたっての留意事項)</p> <p>措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。</p> <p>感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、<u>保健研究センター、景観・環境総合センター</u>においては、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。</p>	<p>(措置にあたっての留意事項)</p> <p>措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。</p> <p>感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、<u>保健環境研究センター</u>においては、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。</p>	<p>対応する県の機関名の修正</p> <p>※保健環境研究センターの廃止ならびに保健研究センター、景観・環境総合センターへの業務移管に伴う</p>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2節 N B C 攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等 第2 武力攻撃原子力災害への対処 93 ページ	奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第39節 原子力災害応急対策</u> ）に準じて対処するものとする。	奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第42節 原子力災害応急対策</u> ）に準じて対処するものとする。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 第1 保健衛生の確保 100 ページ	県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第23節 防疫、保健衛生計画</u> ）に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。	県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第19節 防疫、保健衛生計画</u> ）に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 第2 廃棄物の処理 2 廃棄物処理対策 101 ページ	県は、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第25節 廃棄物の処理及び清掃計画</u> ）に準じて廃棄物処理体制を整備する。	県は、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第21節 廃棄物の処理及び清掃計画</u> ）に準じて廃棄物処理体制を整備する。	記載内容の更新及び 県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 第3 文化財の保護 3 復旧について 101 ページ	県教育委員会は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画（ <u>地震編第3章第25節 文化財災害応急対策</u> ）に準じて復旧の対策を講じる。	県教育委員会は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画（ <u>震災対策編第3章第29節 文化財災害応急対策</u> ）に準じて復旧の対策を講じる。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 国民生活の安定に関する措置 第2 避難住民等の生活安定等 1 被災児童生徒等に対する教育 103 ページ	県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第3章第28節 文教対策計画</u> ）に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。	県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第3章第22節 文教対策計画</u> ）に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 国民生活の安定に関する措置 第2 避難住民等の生活安定等 3 就労状況の把握と雇用の確保 104 ページ	県は、奈良県地域防災計画（ <u>水害・土砂災害等編第4章第2節 被災者の生活確保</u> ）に準じて、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。	県は、奈良県地域防災計画（ <u>基本計画編第4章第2節 被災者の生活確保</u> ）に準じて、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 国民生活の安定に関する措置 第3 生活基盤等の確保 1 県による生活基盤等の確保 104 ページ	(1) 水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画（ <u>地震編第3章第18節 ライフライン施設の災害応急対策</u> ）に準じて必要な措置を講ずる。	(1) 水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画（ <u>震災対策編第3章第2.2節 ライフライン施設の応急復旧計画</u> ）に準じて必要な措置を講ずる。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正
第4編 復旧等 第1章 応急の復旧 第1 基本的考え方 1 県が管理する施設及び設備の緊急点検等 111 ページ	県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に奈良県地域防災計画（ <u>地震編第3章第14節～第17節</u> ）に準じて、応急の復旧を行う。	県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に奈良県地域防災計画（ <u>震災対策編第3章第2.1節 公共施設等の応急復旧計画及び第2.4節 二次災害の防止活動計画</u> ）に準じて、応急の復旧を行う。	県地域防災計画の見直しによるもの ※参照先の修正